

住民監査請求監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

X

2 相手方

札幌市長

3 請求書の提出日

平成 29 年 3 月 30 日

4 請求の要件審査

この札幌市職員措置請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に規定する要件を備えているものと認め、請求の提出日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 請求の概要

請求人から提出された札幌市職員措置請求書及び下記 3 の陳述等を総合すれば、請求（以下「本件措置請求」という。）の要旨及び理由は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

市長は、A 老人クラブ（以下「本件クラブ」という。）に対し、平成 27 年度の老人クラブ活動費補助金（以下「本件補助金（27 年度）」という。）について、「11 万 7,600 円」を交付し、同額をもって補助金額を確定した。

しかし、本件クラブの決算書と同クラブが市に提出した補助金充当経費内訳書の記載には不適合があり、また、同内訳書には誤りと思われる記載がある。

請求人が推測する本件クラブの補助金充当経費の合計額は 9 万 8,382 円であり、確定した補助金額との差額 1 万 9,218 円は不当な補助金支出の疑いがあるから、本件補助金（27 年度）のうち、同額の返還を求める。

また、本件クラブは、地区センターの運営に係る市の施策に非協力的で、なおかつ住民の反感を買うような活動をしていることから、同クラブに対する平成 28 年度の老人クラブ活動費補助金（以下「本件補助金（28 年度）」といい、交付年度

にかかわらず、総称して「本件補助金」という。) 交付決定の取消を求める。

(2) 請求の理由

本件クラブに対する本件補助金(27年度)に係る平成27年度会計収支決算報告(以下「27年度決算」という。)の科目別金額は下表のa欄、平成27年度老人クラブ活動補助金に係る補助金充当経費内訳書(以下「27年度充当内訳書」という。)に記載された金額は下表のb欄のとおりである。

(単位:円)

科目	27年度決算 a	27年度充当 内訳書 b	aとbの 少ない方	請求人 修正後	記事
ボランティア活動費	6,382	6,382	6,382	6,382	清掃用具
友愛活動費	10,584	—	0	0	老健施設訪問
スポーツ費	2,000	10,000	2,000	2,000	輪投げ・PG大会賞品
レクリエーション費	120,000	85,850	85,850	60,000	サークル助成金
運営費	10,000	27,000	10,000	10,000	総会・月例会
事務費	20,000	20,000	20,000	20,000	一般消耗品
負担金	26,300	—	0	0	市老連・地区老連会費
繰越金	77,451	—	0	0	
合計	272,717	149,232	124,232	98,382	

ア スポーツ費

27年度決算によれば、支出科目のうちスポーツ費の決算額は2,000円(「輪投げ・PG大会賞品」との記載あり)である。

これに対し、27年度充当内訳書では、輪投げ大会及びパークゴルフ大会の賞品がそれぞれ5,000円(合計1万円)となっている。

イ 運営費

27年度決算によれば、支出科目のうち運営費の決算額は1万円(「総会・月例会」との記載あり)である。

また、「拓北・あいの里地区センター(以下「本件地区センター」という。)貸室日程表」によれば、本件クラブは、平成27年度において、6月14日、7月20日、8月9日、10月11日、11月8日、1月17日、2月14日、3月13日の8回、月例会の利用記録(和室A・B、午前、使用料金1,000円)があり、4月11日には総会の利用記録(集会室A・B、午前、使用料金2,000円)がある。

これらの記録によれば、月例会 8,000 円 (1,000 円×8回)、総会 2,000 円であるから合計 1 万円となり、27 年度決算と同額である。

これに対し、27 年度充当内訳書では、月例会 1 万 2,000 円 (会場費 1,000 円×12 回)、総会 1 万 5,000 円 (会場費・議案書印刷) (合計 2 万 7,000 円) となっている。

なお、総会の議案書印刷経費 (1 万 3,000 円) は、27 年度決算の中で、どの科目からの支出か不明である。

ウ 事務費

27 年度決算によれば、支出科目のうち事務費の決算額は 2 万円 (「一般消耗品」との記載あり) である。

これに対し、27 年度充当内訳書においては、会報の印刷が 2 万円と記載されている。上記決算額と同額であるが、本件地区センターでは、1 枚 5 円でコピー可能であることから、会報は両面印刷で 150 枚 (毎月 150 枚発行) × 2 (両面) × 5 円 × 12 月で 1 万 8,000 円と推測され、会報印刷費と一般消耗品費の両方が含まれていると推測される。

このように、27 年度決算の事務費内訳として一般消耗品費しか記載されていないにもかかわらず、27 年度充当内訳書においては、印刷費のみが記載され、一般消耗品費に該当すると思われる支出の記載がない。

エ レクリエーション費 1

(ア) 27 年度決算によれば、支出科目のうちレクリエーション費の決算額は 12 万円 (「サークル助成金」との記載あり) である。本件地区センターの指定管理者である B 団体 (以下「本件指定管理者」という。) 会長の平成 28 年 6 月 9 日の発言によれば、各サークルに 2 万円補助しているとのことであり、2 万円 × 6 サークル (カラオケ、麻雀、詩吟、パークゴルフ、ボウリング、ピンポン) で 12 万円となる。

(イ) 27 年度充当内訳書においては、27 年度決算の支出科目のうちレクリエーション費に該当すると思われるものとして、①麻雀大会及びカラオケ大会の順位賞品各 5,000 円 (合計 1 万円) と②会場費 (麻雀、ピンポン、詩吟、カラオケ) 7 万 5,850 円 (内訳不明) がある。これらは、レクリエーション費からの支出と考えられ、それぞれサークル助成金の 2 万円からの支出と推測される。

(ウ) ところが、下記オのとおり、ピンポンの会場費は補助対象とならないから、上記の3サークル（麻雀、詩吟、カラオケ）に対する助成金の合計額である6万円（2万円×3サークル）が、補助対象経費となるレクリエーション費の上限と思われる。

オ レクリエーション費2（ピンポン会場費）

(ア) 補助条件の問題

本件補助金（27年度）の交付申請書（添付書類を含む）によれば、本件クラブの活動計画にピンポンは含まれていない。また、本件補助金の補助条件として、「事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること」とされている。

しかしながら、本件クラブは、ピンポンを活動計画に追加することの承認を得てはいないので、ピンポンに係る経費を補助対象とするのは補助条件違反となるから、ピンポンの会場費は補助対象とならない。

また、本件クラブのピンポンサークルの活動については、以下のような疑問点等がある。

(イ) 無料開放日の問題

老人クラブ活動費補助金事業実績報告書（平成27年度）によれば、ピンポンサークルの活動は12月から3月まで各月1回（合計4回）となっており、本件地区センター貸室日程表によれば、ピンポンサークルの活動日は、12月11日、1月6日、2月3日、3月2日である。

a 1月6日、2月3日、3月2日はいずれも卓球無料開放日（水曜日）である。本件クラブは、これらの日でなくても活動可能と思われるにもかかわらず、当該各日においてあえて、有料で本件地区センターの多目的ホールを使用した（無料開放は中止）。

b 市から本件指定管理者には、管理費用が支払われており、その中には無料開放事業（施設開放事業（無料））が含まれている。同管理者は、協定書（指定管理者の指定を受けるときは、条例の規定により、市長等と施設の管理に関する協定を締結しなければならない）において、週5回、総時間数750時間（スポーツ開放）の無料開放事業の実施を約定している。

したがって、本件クラブのピンポンの会場費を補助対象とすると、本件

指定管理者としては、上記 a の 3 日分について、無料開放事業を実施するための管理費用に加え、当日の施設使用料が本件補助金（27 年度）により支払われることとなり、市民の税金が二重に支給されることになる。このことは必ずしも違法ではないと思うが、承知の上で行うのはいかがなものかと考える。

c 本件クラブの代表者は、地区老人クラブ連合会の会長であり、本件地区センター運営委員会委員として、上記 b の協定書の内容を知っているのだから、市の施策、市議会の指定管理者指定議決及び債務負担行為議決の重みを知っていると考えられる。したがって、地区センターにおける住民同士のふれあいの場である無料開放日にあえて活動を実施することは、地区住民の反感を買うこと、住民同士のあつれきを引き起こすことを承知していたものと思われるし、市の無料開放事業を妨害する行為とも疑われる。

(ウ) その他

上記(イ)のとおり、平成 27 年度におけるピンポンサークルの活動回数は 4 回であるが、当該活動に係る会場費（本件地区センター使用料）は、市の説明によれば、1 月から 3 月に行われた 3 回分が補助金充当経費の対象となることである。つまり、12 月 11 日分は対象としないようであり、また、当該活動日の本件地区センター貸室日程表に「無料」の記載があるが、この日のピンポンサークルによる使用料が無料となる理由が不明である。

カ 以上により、11 万 7,600 円（補助金確定額）から 9 万 8,382 円（請求人修正後の補助金充当経費）を控除した 1 万 9,218 円は市の損害となると考えるので、その返還を求める。

なお、27 年度決算と 27 年度充当内訳書の不適合等については、平成 29 年 1 月 5 日に、市長（北区役所経由）に法第 221 条第 2 項の規定による調査実施が必要であるとの要望及び意見を提出している。

また、本件クラブは、上記オ(イ)のとおり、地区センターの無料開放事業に非協力的で、さらに、老人クラブは積極的に地域に入り込んでいく姿勢が必要なのに、平気で地域住民の交流（地域住民同士の交流及び会員と地域住民との交流）の機会を壊し、住民間のあつれきを生じさせていることから、本件補助金（28 年度）の交付決定の取消を求める。

2 監査対象事項

請求の内容から、市における、本件補助金（27 年度）の額の確定及び本件補助金（28 年度）の交付に係る行為について、監査の対象とした。

3 請求人の陳述等

請求人から、平成 29 年 4 月 20 日に、本件地区センターの無料開放事業に係る参考資料が提出され、同年 4 月 24 日に、請求人の陳述の聴取を行った。また、請求人から、同年 5 月 8 日に、『住民監査請求に対する弁明及び意見』に対する疑問及び意見について」が提出された。

4 監査対象部

札幌市北区保健福祉部

5 監査の方法

法第 242 条第 4 項の規定による監査は次の方法で実施した。

(1) 書類調査

監査対象部に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行った。

(2) 事情聴取

監査対象部の関係職員から事情を聴取した。

第 3 監査の結果

1 認定した事実

当監査委員は、上記第 2 の 5 の調査等により、次の事実を認めた。

(1) 本件クラブについて

本件クラブは、平成 13 年に創設され、会員数は、平成 27 年 4 月 1 日現在で 148 名、平成 28 年 4 月 1 日現在で 142 名（会員数は各年度の本件補助金交付申請書による）であり、高齢者の知識及び経験を活かし、生き甲斐と健康づくりのための文化、社会活動スポーツを通じて、高齢者の生活を豊かなものとするとともに、明るい長寿社会づくりに寄与することを目的とする団体である（本件クラブ規約第 2 条）。

(2) 本件補助金について

ア 本件補助金は、札幌市老人クラブ活動費補助金交付要綱（平成 3 年 3 月 6 日民生局長決裁。以下「要綱」という。）に基づき、老人クラブ（以下「クラブ」

という。)の健全な育成を図るとともに、クラブの活動を活性化させ、もって高齢者福祉の増進及び地域福祉の向上を図るため、「札幌市老人クラブ運営基準」

(要綱別表1)の要件を備えているおおむね60歳以上の会員30人以上で構成されているクラブの活動に対して、市が交付を行う補助金である。

イ 本件補助金は、要綱別表2に掲げるとおり、会員数に応じて定められる「基本額」と、会員一人当たりの地域を豊かにする社会活動への参加回数に応じて定められる「加算額」により交付額を決定され、加算額は補助金申請時には参加予定回数により算出し、実績報告時に参加実績回数により確定することとされている(要綱第4条及び第5条)。

要綱別表2

会員数	基本額 (月額)	地域を豊かにする社会活動による加算額		交付額 (月額)
		会員一人当たりの地域を豊かにする 社会活動への年間参加回数	加算額 (月額)	
30～49人	3,000円	0.5回未満	0円	3,000円
		0.5回～1回未満	700円	3,700円
		1回以上	1,400円	4,400円
50～79人	6,100円	0.5回未満	0円	6,100円
		0.5回～1回未満	1,350円	7,450円
		1回以上	2,700円	8,800円
80～99人	6,500円	0.5回未満	0円	6,500円
		0.5回～1回未満	1,400円	7,900円
		1回以上	2,800円	9,300円
100人以上	6,800円	0.5回未満	0円	6,800円
		0.5回～1回未満	1,500円	8,300円
		1回以上	3,000円	9,800円

ウ 補助対象となる活動及び補助対象経費は、「札幌市老人クラブ活動基準」(要綱別表3)に定めるボランティア活動、友愛活動、スポーツ健康増進活動、文化・教養・趣味活動及びレクリエーション活動が対象となっており、そのほか、クラブ運営に係る経費も補助対象となる(要綱第6条)。

また、補助金の種類には、上記イのとおり「基本額」と「加算額」があるが、補助対象となる活動等は、いずれも同じである。

要綱別表 3 札幌市老人クラブ活動基準

1 補助対象となる活動及び補助対象経費

補助対象となる活動		活動の主な具体例	補助対象となる経費
地域を豊かにする社会活動	ボランティア活動	清掃美化、花壇整備、募金協力、資源回収、その他奉仕活動	左記の「補助対象となる活動」に要する経費 消耗品費、原材料費、備品購入費、賃借料、会場使用料、印刷製本費、交通費、講師への謝礼、通信費、 その他市長が補助対象経費とすることが適当と認める費用 (ただし、市長が補助対象経費とすることが適当ではないと認める費用は除く。)
	友愛活動	福祉施設奉仕、独居高齢者訪問 等	
	スポーツ健康増進活動(※)	ゲートボール、パークゴルフ等のスポーツ全般、体力測定、健康講話 等	
生活を豊かにする活動	文化・教養・趣味活動	講演会、社会見学、読書会、研究会、文芸、絵画、手工芸、茶道、華道、演芸、囲碁、将棋 等	
	レクリエーション活動	ゲーム大会、誕生会、敬老会 等 (旅行会、新年会等は除く)	

※「地域を豊かにする社会活動」の対象となる「スポーツ健康増進活動」は、会員以外にも参加を呼び掛けて実施するものに限る。

2 上記活動以外の補助対象経費

	活動の主な具体例	補助対象となる経費
クラブ運営に係る経費	例会、総会等	会場使用料、資料作成に係る印刷製本費、会員勧誘のためのチラシ作成費 等

エ 本件補助金は、通常、概算払いで交付され（要綱第9条）、補助対象事業が完了したとき、交付を受けたクラブは市に老人クラブ活動費補助金事業実績報告書及び補助金充当経費内訳書を提出しなければならない（要綱第10条）、市は、その内容を審査して補助金額を確定する（要綱第11条）。

確定に当たっては、補助対象となる経費の区分にかかわらず、補助金充当経費の合計額と補助金の交付決定額を比較し、充当経費の合計額が、交付決定額を上回る場合には、当該交付決定額をもって補助金の額を確定し、交付決定額に満たない場合には、その差額の返還を求めることとされる。なお、実績報告

の結果により「加算額」を増減すべき場合には、当該増減を加味した額が加算額とされる。

なお、実績報告については、平成 25 年 4 月の要綱改正により、従前行われていた、補助対象経費の全てを記載させる方式から、補助金充当経費のみを記載させる方式に簡略化されている。この結果、補助対象となり得る経費の全ての内訳を記載する必要はなくなり、補助金を充当した経費のみについてその合計額及び内訳を記載すればよいこととされた。

オ 市長は、補助決定をしたクラブにおいて、補助条件の違反や不正行為があったと認めるときは、補助決定の取消し若しくは補助決定額を減じ、補助金の返還を命ずることができることとされている（要綱第 12 条）。

(3) 市から本件クラブに交付された本件補助金について

本件補助金については、以下の手続きにより交付等が行われている。

ア 平成 27 年 4 月 1 日付けで、本件クラブから本件補助金（27 年度）交付申請書が提出され、市は、同年 6 月 9 日付けで、交付決定を行った。

イ 市は、平成 27 年 6 月 25 日に、本件クラブに対して本件補助金（27 年度）11 万 7,600 円（基本額 8 万 1,600 円、確定前の加算額 3 万 6,000 円）を概算払いにより支出した。

ウ 平成 28 年 3 月 31 日付けで、本件クラブから本件補助金（27 年度）実績報告書が提出され審査した結果、市は、補助金額を 11 万 7,600 円（基本額 8 万 1,600 円、確定後の加算額 3 万 6,000 円）と確定した。

エ 平成 28 年 4 月 1 日付けで、本件クラブから本件補助金（28 年度）交付申請書が提出され、市は、同年 6 月 9 日付けで、交付決定を行った。

(4) 本件地区センターにおける施設開放事業（無料）等について

ア 市と本件指定管理者は、本件地区センターの管理に関し、「札幌市拓北・あいの里地区センターの管理に関する協定書」（付属する仕様書及び各様式を含む。以下「本件協定書」という。）により、平成 26 年 3 月 3 日付けで協定を締結している。

本件協定書によれば、本件地区センターの設置目的は、札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 1 条に定める「地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与する」

こととされている。また、本件指定管理者は、本件地区センターの設置目的を達成するため、「区民講座に関する業務」、「地域住民の交流等を目的とした事業に関する業務」、「施設開放事業（無料）に関する業務」、「図書業務」を実施することとされている。

イ このうち、「施設開放事業（無料）に関する業務」は、本件地区センターの設置目的の実現に向け、多目的室、集会室等の無料の開放事業を実施し、施設の有効利用を図りながら、一層の利用促進を実現するためのきっかけづくりをするものである。また、本件協定書のうち、運営事業計画書によれば、平成 27 年度の施設開放事業（スポーツ開放）の回数は週 5 回、総時間数は 750 時間とされている。

ウ 本件協定書によれば、開放事業の実施に当たっては、貸室の利用に影響を及ぼすことのないよう十分配慮すること、また、開放事業は、空き室の範囲内で施設を有効活用するもので、施設の利用状況によって変動し、利用率が向上した場合には順次縮小することとされている。

2 監査対象部による実地調査

北区保健福祉部は、平成 29 年 4 月 12 日に本件クラブに対する実地調査を行い、その結果を以下のとおり報告している。

(1) 例会会場費

27 年度充当内訳書には 1,000 円×12 回で 1 万 2,000 円と記載されているが、1,000 円×8 回の 8,000 円が正しい金額である。

(2) 総会費用

27 年度充当内訳書には会場費・議案書印刷で 1 万 5,000 円と記載されているが、会場費については 2,000 円であり、議案書印刷については事務費 2 万円の中に含まれていることが判明した。なお、事務費の内訳は、会報（12 か月分）、総会資料（議案書）、会員名簿、例会資料の作成費であるが、それぞれの内訳金額は不明であった。

(3) 会報印刷費

27 年度充当内訳書には 2 万円と記載されているが、上記(2)で述べた事務費 2 万円の中に含まれていることが判明した。

(4) 清掃用具

27 年度充当内訳書には公園・一般道路で清掃を行う際の清掃用具として、6,382 円が記載されているが、清掃用具ではなく清掃の際の水分補給のために購入した飲料代であり、金額は 3,936 円が正しく、科目・金額共に異なっている。

(5) パークゴルフ大会順位賞品

27 年度充当内訳書には 5,000 円と記載されているが、1 万 4,800 円が正しい金額である。

(6) 麻雀大会順位賞品

27 年度充当内訳書には 5,000 円と記載されているが、3,500 円が正しい金額である。

(7) カラオケ大会順位賞品

27 年度充当内訳書には 5,000 円と記載されているが、領収書が見当たらず、確認することができなかった。

(8) 輪投げ大会順位賞品

27 年度充当内訳書には 5,000 円と記載されているが、順位賞品ではなく他団体主催の大会参加費であり、金額は 2,000 円が正しく、科目・金額共に異なっている。

(9) サークル活動会場費

27 年度充当内訳書には麻雀、ピンポン、詩吟、カラオケの会場費として 7 万 5,850 円と記載されているが、麻雀 2 万 8,000 円、ピンポン 1 万 500 円、詩吟 3 万 8,600 円、カラオケ 2 万 1,750 円の合計 9 万 8,850 円が正しい金額である。

なお、本件クラブでは、クラブ内の 6 つのサークル（ボウリング、麻雀、詩吟、カラオケ、パークゴルフ、ピンポン）にそれぞれ 2 万円ずつ助成し、これを超える費用については、各サークルの会員が自己負担（本件クラブの収支に含めない）する形態をとっている。したがって、各サークルごとに見ると、決算書に計上可能な費用の上限額は 2 万円となり、市においても、各サークルごとに支出されている経費については、補助対象の上限額を 2 万円としている。

このことを踏まえて、各サークルの支出状況を見ると、麻雀サークルは 3 万 1,500 円（上記(6)の 3,500 円及び(9)の 2 万 8,000 円の合計）、詩吟サークルは 3 万 8,600 円、カラオケサークルは 2 万 1,750 円となっており、それぞれ上限額の 2 万円を超過しているから、これら三つのサークルの支出に係る補助対象経費は各 2 万円の限度で認められることとなる。

以上より、サークル活動会場費として計上できるのは、麻雀サークルが1万6,500円（2万円－3,500円（麻雀大会順位賞品費分））、詩吟サークル及びカラオケサークルはそれぞれ2万円となり、これにピンポンサークルの分を加え、合計6万7,000円となる。

(10) 友愛活動費（腕章購入費）

27年度充当内訳書には記載されていないが、今回の調査の結果、老健施設への訪問等で使用する腕章を購入していた事実が判明し、この費用は1万584円であった。

(11) 以上の調査結果をまとめると、下表のとおりとなる。

(単位：円)

科 目	27年度充当 内訳書	調査結果
例会会場費	12,000	8,000
総会費用	15,000	2,000
会報印刷費	20,000	0
事務費	0	20,000
清掃用具	6,382	0
清掃時水分補給用飲料代	0	3,936
パークゴルフ大会順位賞品	5,000	14,800
麻雀大会順位賞品	5,000	3,500
カラオケ大会順位賞品	5,000	0
輪投げ大会順位賞品	5,000	0
輪投げ大会参加費	0	2,000
サークル活動会場費	75,850	67,000
友愛活動費（腕章購入費）	0	10,584
合 計	149,232	131,820

3 判断

上記1で認定した事実等に基づき、当監査委員は、請求人が本件措置請求で主張する違法、不当などの事由について、次のとおり判断する。

(1) 本件補助金（27年度）について

ア まず、市が平成27年6月25日に本件クラブに対して支出した本件補助金（27年度）11万7,600円については、本件クラブの会員数及び実績報告による地域

を豊かにする活動への参加者数によれば、適正な額と認められる。

次に、補助対象経費については、上記2の監査対象部による実地調査結果のとおり、27年度充当内訳書に記載されるべき金額は13万1,820円が正当なものと認められる。

イ 請求人は、上記第2の1(2)オ(ア)のとおり、本件クラブの活動計画に含まれていないピンポンについては、事業内容の変更について市長の承認を得ていないから、補助対象とはならないと主張している。

確かに、本件クラブが市に提出した本件補助金(27年度)交付申請書に添付された「老人クラブ調書No.2」には、活動計画としてピンポンは記載されていない。

しかしながら、同調書には、活動区分ごとの主な活動内容を記載することとされているから、必ずしも全ての活動内容を網羅することが求められている訳ではない。

なお、要綱第13条では「補助対象事業を著しく変更しようとするときは、市長の承認を得る」と規定されているが、ピンポンを補助対象となるスポーツ健康増進に係る活動に含めること自体に問題はないし、本件クラブのスポーツ活動種目に一つが加わるからといって、活動計画の著しい変更ともいえない。したがって本件クラブが市長の承認を得なかったとしても特に問題はなく、ピンポンに係る経費を補助対象とすることも不当ではない。

請求人は、上記第2の1(2)オ(イ)bのとおり、本件クラブのピンポンの会場費を補助対象とすると、本件指定管理者としては、無料開放事業を実施するための管理費用に加え、当日の施設使用料が本件補助金(27年度)により支払われることとなり、市民の税金が二重に支給されることになるとも主張している。

しかしながら、無料開放予定日に施設の利用申し込みがあった場合、本件指定管理者が、無料開放を中止し、本件協定書に基づき使用料を徴収することに何ら問題はない。そして、本件クラブが、本件地区センターの使用料に本件補助金(27年度)を充当することが認められない特段の理由もなく、請求人の上記の主張は、結局のところ、本件指定管理者が、無料開放事業を行わなかった場合の指定管理費用に係る疑問に過ぎない。また、上記第2の1(2)オ(ウ)の事項も、12月11日の本件地区センターの使用料に係る疑問であって、これらはいずれ

れも本件補助金（27 年度）の額の確定の当否を左右する問題ではないと解される。

ウ 請求人は、本件クラブの決算自体が不正確であり、実体のない報告・虚偽の報告を行っている本件クラブに対し、本件補助金（27 年度）の交付を行うこと自体が不当であると主張するものとも解される。

そして、本件クラブの 27 年度充当内訳書には多くの誤りがあったといわざるを得ないことは、既に検討したとおりである。

しかしながら、本件クラブが、予定された補助金の減額を回避するため、故意に事実と異なる記載を行ったとの事実は認められないから、要綱第 12 条に規定される不正行為等には該当しないものというべきである。

エ そして、実際の補助金充当経費合計額が交付確定額を上回っていることは上記アのとおりであるから、本件補助金（27 年度）の額の確定には違法、不当はなく、補助金の一部返還を求める請求人の主張には理由がない。

(2) 本件補助金（28 年度）について

請求人は、本件補助金（28 年度）の交付取消を求める理由として、27 年度充当内訳書の記載に疑義があることのほか、本件クラブの活動に係る姿勢に問題があることをあげている。

しかしながら、27 年度充当内訳書に記載上の誤りがあったとしても、補助金の一部返還を求める請求人の主張に理由がないことは既に述べたとおりである。

また、本件地区センターの無料開放事業に対し、本件クラブが非協力的あるいは実施を妨害している可能性があるとの指摘も、地区センターの無料開放予定日に有料で当該施設を使用することが禁止されているわけでもないから、このことをもって、要綱第 12 条各号に規定されるような、補助取消等に該当する事由が本件クラブにあったとはいえない。

したがって、本件補助金（28 年度）の交付取消を求める請求人の主張には理由がない。

第 4 結論

以上により、請求人の本件措置請求には理由がないので、これを棄却することとする。